

第1部 指定（許可）申請の概要

1 指定申請の流れ

実施項目	期 日	説 明
事前相談 ↓ 申請準備 ↓ 申請書類 の作成 ↓	<u>隨時受付</u> ※必ず事前に電話連絡の上、県担当者と面談日時を予約して来てください。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険事業者の指定※を受けるためには、申請者の要件（法人格の取得、事業目的の明確化等）のほか、サービスの種類ごとに厚生労働省令又は条例で定める人員や設備、運営に関する基準等を満たしていなければなりません。 ○ 指定申請に当たっては、事前に、<u>必要な手続きや人員の手配、設備面の整備、申請書類の作成</u>など、様々な準備を行う必要があります。 ※ 都市計画法、建築基準法、消防法等関係法令の担当部署と事前に協議し、必要な手続について確認してください。 ○ 申請内容の説明や相談は随時、受け付けていますので、<u>申請する前に必ず</u>連絡ください。 ○ 市町村介護保険事業計画との調整を図るため、所在市町村に対しても必要に応じて相談を行うようお願いします（参考第6部 p38）。 ○ <u>通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護</u>の指定を受ける場合は事前に図面協議が必要です。
↓ 申請書類 の提出 ↓	<u>指定を受ける予定月の前々月の20日まで</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定申請書類は、<u>指定を受けようとする月の前々月の20日</u>までに提出してください。 ○ <u>書類は2部（正副各1部）</u>提出してください。副本は正本をコピーしたものでも結構です。<u>正副共に印鑑不要です。</u> ○ 指定申請は、同一法人であっても、<u>事業所（施設）ごと</u>に行う必要があります。 ○ 申請者控えとして、<u>申請書類一式の写しを必ず保管</u>してください。 ○ 原則、<u>申請時点において</u>、指定にかかる人員要件や設備要件を具備していることが必要です。
↓ 審査 現地確認 ↓	<u>指定を受ける予定月の前月まで</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請内容が指定基準等に適合しているか確認するため、<u>書類審査</u>を行います。 ○ 施設・通所系サービスは<u>現地確認を行います</u>。 その他居宅サービスにおいても現地確認を行う場合があります。
↓ 指 定 ↓	<u>毎月 1日</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>毎月 1日付けで指定</u>します。 ○ 指定時に指令書を送付します。 ○ <u>指定の有効期間は6年間</u>です。有効期間を終了する前に、<u>更新申請</u>が必要です。
↓ 公 示 情 報 提 供	<u>指定後</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定事業者名、事業所名、所在地を県ホームページに掲載して公示します。 ○ 福島県介護保険事業者台帳へ事業者情報を登録し、福島県国民健康保険団体連合会へ情報提供します。

※介護老人保健施設及び介護医療院については以下、「許可」と読み替える。

2 介護サービス情報公表システムにおける情報提供について

利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶため、介護保険事業者の事業所情報を介護サービス情報公表システム (<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>) というインターネット上のサイトで公表しています。

新規指定された事業所には、指定後に事業所情報を介護サービス情報報告システム (<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/07/>) に入力するよう通知します。情報報告システムに入力された内容について、県で介護サービス情報公表システムに公表します。

3 指定（許可）要件等

（1）指定（許可）の要件

介護保険法上の指定事業者となるためには、事業所（施設）ごと、サービスの種類ごとに以下の要件を満たしている必要があります。

- ① 原則として申請者が「法人」であり、定款等で当該事業実施が明確であること。
※ 申請者が、個人による経営が認められている病院、診療所、薬局の場合は、法人格不要。
- ② 「人員基準」を満たしていること。
- ③ 「設備・運営の基準」に従って、適正な事業運営ができること。
- ④ 申請者やその役員等が、介護保険法上の欠格事由に該当しない者であること。

指定申請に当たっては、上記要件を満たしていることが分かる書類等を提出し、これらについて県の書類審査及び現地確認等を受けることとなります。なお、「人員基準」や「設備・運営の基準」は、サービスの種類ごとに異なりますので注意してください。

各サービスの指定基準

介護サービス	指定基準
居宅サービス	福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年十二月二十八日福島県条例第八十号）
介護老人福祉施設	福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年十二月二十八日福島県条例第八十一号）
介護老人保健施設	福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年十二月二十八日福島県条例第七十八号）
介護医療院	福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年三月二十三日福島県条例第二十三号）
介護予防サービス	福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年十二月二十八日福島県条例第八十二号）

上記基準については、以下のページで確認できます。

福島県高齢福祉課 <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/sekoukiisoku.html>

（2）指定の単位

事業所（施設）の指定は、「事業所（施設）」を単位に、原則としてサービス提供の拠点ごとに行われます。

例外として、当該事業所の所在地以外の場所にあり、当該事業所の一部として使用される事務所や当該事業の一部を行う施設（「サテライト事業所」という。以下同じ）については、一体的なサービス提供の単位として当該事業所に含めて指定を受けることができます。

具体的には、次の場合が該当します。

- ① 訪問介護、訪問看護及び訪問リハビリテーションにおいて、待機や道具保管、着替え等を行う出張所等であって、所定の要件を満たす場合。
- ② 通所介護において、利用者の利便性のため、利用者に身近な既存施設等に出向いてサービス提供する場合等。

詳細は、HP「介護保険事業所関係通知」から、「サテライト事業所の設置に係る取扱指針」（R4.4.1改訂版）をご確認ください。

(3) 指定の特例

ア みなし指定

事業者指定の特例として指定があったものとみなされる場合があります。この場合、当該サービスに係る指定申請は必要ありませんが、介護給付費算定に当たっては、体制届の提出が必要となります。詳しくは、P32をご覧ください。

イ 基準該当サービス

指定要件の一部を満たさない事業者であっても、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村判断により、保険給付の対象とされる場合があります。詳しくは、P36をご覧ください。

ウ 共生型サービス

障害福祉制度の居宅サービスの指定を受けている事業所が、原則として介護保険の居宅サービスの指定を受けることができる特例です。詳しくは、P37をご覧ください。

4 申請様式等について

申請に必要な様式等については、福島県高齢福祉課のホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。

福島県高齢福祉課→介護保険関係→介護保険事業者指定関係手続について→様式ライブラリのページへ

(様式ライブラリのURL)

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/youshiki-library.html>

5 手数料について

介護医療院及び介護老人保健施設の手続きについては、次のとおり手数料が必要です。

- ・新規許可申請：介護医療院（介護老人保健施設）開設許可手数料として63,000円
- ・変更許可申請（構造設備の変更を伴うものに限る）：介護医療院（介護老人保健施設）変更許可手数料として33,000円

手数料は福島県収入証紙（印紙ではありません）により申請書の提出と併せて納付してください。

6 指定申請に係る提出・問い合わせ先

指定申請に関する書類の提出先は事業所（施設）の所在市町村を所管する県保健福祉事務所です。

問い合わせは本手引きの最終ページを確認ください。